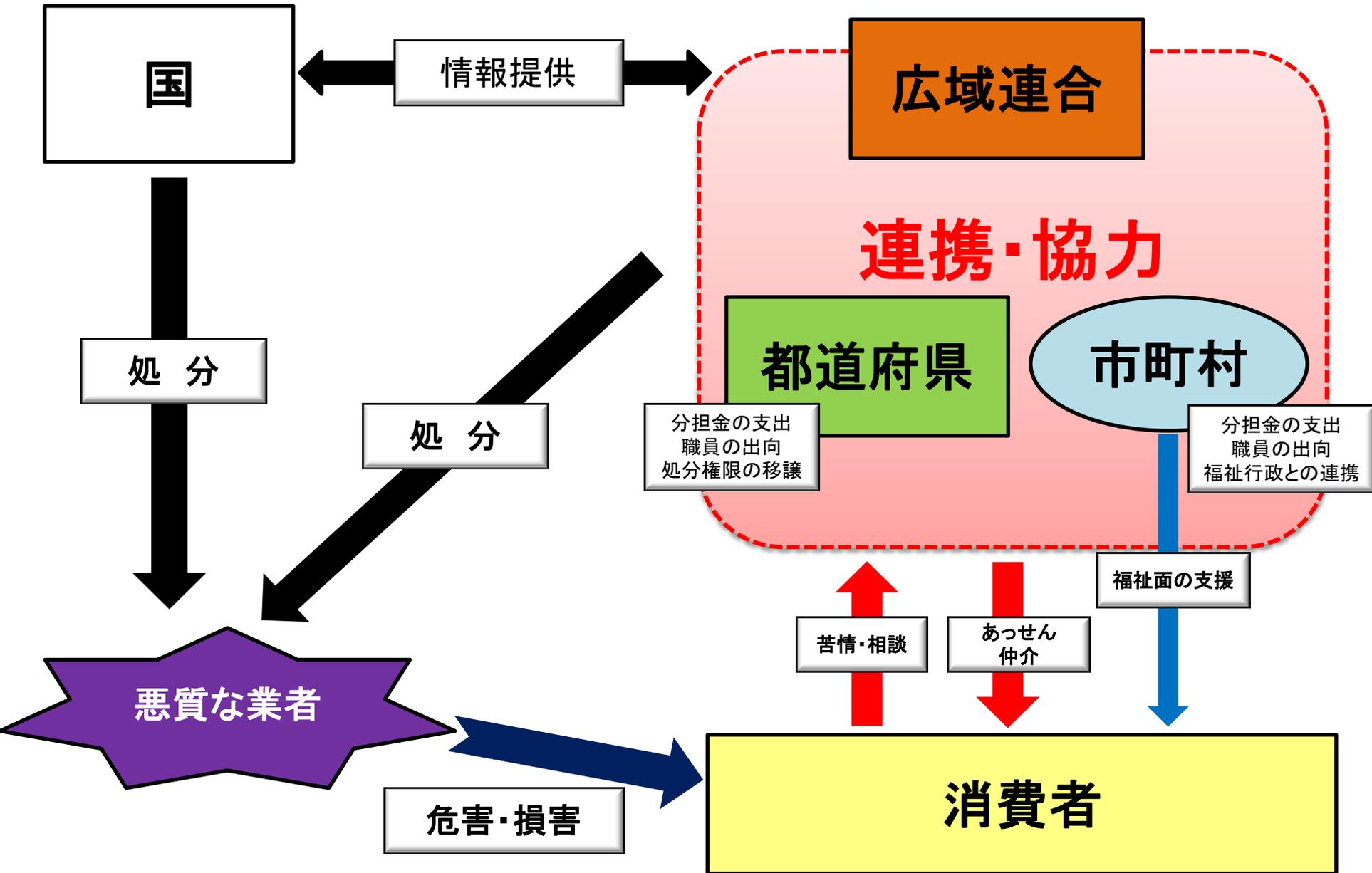


# 地方消費者行政 活性化のための対応策 (提言)

2010年10月11日

東北大学公共政策大学院プロジェクトB

# 広域連合による地方消費者行政



## 1. 問題の所在（地方公共団体・消費者団体等からの面談結果に基づく現状認識）

- （1）事態を悪化させずに早めの相談対応を行うには、市町村が啓発活動を行って住民との信頼感を醸成していくことが不可欠。
- （2）悪質化・複雑化した取引や逃げ足の速い事業者が増加しており、早めの注意・指導・処分に努めているが、制度上の限界も存在。
- （3） 多重債務の場合には、最終的には市町村で対応する必要。
- （4） 消費者の相談は、言葉（方言）の問題や交通機関の問題から、地域に密着したところに窓口を置く必要がある。

## 2. 対応策（案）

### （1）基本的な考え方

- ① 各市町村が、消費者への啓発から事業者へのあっせん（あるいは行政処分）までの事務権限を持って迅速に対応できる体制を構築する必要。
- ② 悪質な事業者への対応は、迅速性を要することから、可能な限り、地方公共団体が対応することが望ましく、そのためには、地方公共団体の行った処分が全国に適用されることを担保する法改正を行う必要（詳細について後記2（2）①）。

### （2）具体的な対応策

#### ① 法制上の対応

市町村に消費生活センターの設置を義務付け。ただし、複数の市町村が共

・ 同して、あるいは県とも共同して広域連合を利用して消費者行政を行うことができる旨を法制上明記することで、財政上・体制上の問題に対応。

- ・ なお、広域連合が設定する規約において、市町村が広域連合に加入する場合、市町村単位で窓口を設置し、現在、相談員がない市町村の窓口では、テレビ電話を設置し、近隣の市町村で相談員がいる窓口や、大規模な市の窓口とつないで対応できるような体制を構築することを、広域連合に参加する条件とするように、モデル規約を国が定める。
- ・ センター設置義務付けは、地方分権との問題が生ずる恐れもあるが、消費者行政の性格上、義務付け・枠付け解消の検討対象外と整理できる。
- ・ 地方公共団体の処分効力を全国に及ぼす旨を特商法上明記するほか、不当景品類及び不当表示防止法第6条に規定する内閣総理大臣の措置命令の権限や、第11条第1項の規定に基づく協定又は規約（いわゆる「公正取引規約」）についての、同条第2項の規定に基づく内閣総理大臣及び公正取引委員会の認定権限を、都道府県知が行使できるようにする。

## ② 予算上の対応

・ 類似する法制度を比較検討する限り、地方税・地方交付税を主たる財源として、市町村が支出する仕組みとしては、消防組織法が参考になると思われる。

→ 義務教育制度や後期高齢者医療制度のように、国庫負担金を主たる財源とすることや、保健所のように国庫補助金を主たる財源とすることも考えられるが、地方行政として定着しているものについては、すべて一般財源化していくことが財政当局等の基本方針であるとされている。したがって、人件費等の経常費用については、地方税・地方交付税で対応。

なお、地方交付税に係る基準財政需要額については、一定の加算を行う必要がある。この場合、地方交付税交付金が増加したところで、それが消費者行政予算に回るかどうかについては、市町村の裁量に委ねられている。しかし、上述した地方消費者行

政指針に基づき、広域連合に参加する際には、分賦金を支出することとしておけば、少なくとも地方交付税交付金の基準財政需要額相当分のうち一定程度は、消費者行政に支出されることになる。仮に、それを嫌って広域連合に参加しないとすれば、自ら消費生活センターを設置して、予算のみならず、人員等も手当てすることを迫られるため、広域連合参加へと誘導されることになるものと考えられる。

→ また、消費者行政活性化基金の消化が進んでいないことを踏まえれば、同基金を活用して、消費生活センターの設備新設やテレビ電話の設置や高齢者宅への訪問用の公用車の配備を図ることが考えられる。

- ・ 消防組織法に倣って、消費者安全法を改正し、広域連合を活用することで少ない財源で事務の効率化を図り、県や大規模市の専門的知見を有する職員の動員を図れることを明記。また、広域連合においては、専門的知見を有する職員を独自に採用することで、組織としての知見の蓄積が可能となる。
- ・ 具体的な組織の概要や事務処理の流れについては、別紙参照。

### 3. 上記の体制を実施した場合に想定される問題点等

- (1) どの市区町村でも広域連合は馴染むのか。

- ・ 東京都の場合、特別区・市の消費生活センターと、都庁の行政処分執行部署は常に連携を取っており、広域連合の形態を取らなくとも十分に対応可能であるとみられることから、広域連合の設置は、あくまで任意規定としてはどうか。ただし、東京都も「町村部では、現在もセンターがないか、あっても2日間しか稼働していないので、広域連合を活用した方が良いかもしれない。」(E町)との声も聞かれる。

## (2) 消費者庁や地方支分部局の執行部署の役割はどうしたらよいのか。

- ・ 消費者庁の執行部署は、インターネット上の悪質な取引に対する行政処分業務のように、全国案件であり、極めて高度な専門的知見を要し、かつ、通信行政当局との連携を要する業務や、都道府県の職員に対する専門知識研修業務等に特化することも考えられる。
- ・ また、地方支分部局の職員のうち、専門的知見を有する者については、各広域連合事務局への出向等を図ることにより、広域連合への知識集約化を図ることとしてはどうか。

## (3) 広域連合は、県や市町村の寄り合い所帯であり、責任関係があいまいで、行政処分や公表等の決定が迅速にできなくなるおそれはないか。

- ・ 別紙8に見るとおり、行政処分やその公表に係る事務は、広域連合の事務局総務課が担当。ここは、現行の県の担当課の機能がそのままスライドしてくることになるため、行政処分等の事務の流れに大きな変更はないと考えられる。
- ・ また、消費者庁の処分執行事務が軽減されることになるため、消費者庁は、その分、地方公共団体に対する指導・助言業務に注力すれば、かえって、処分・公表は迅速化することも想定される。

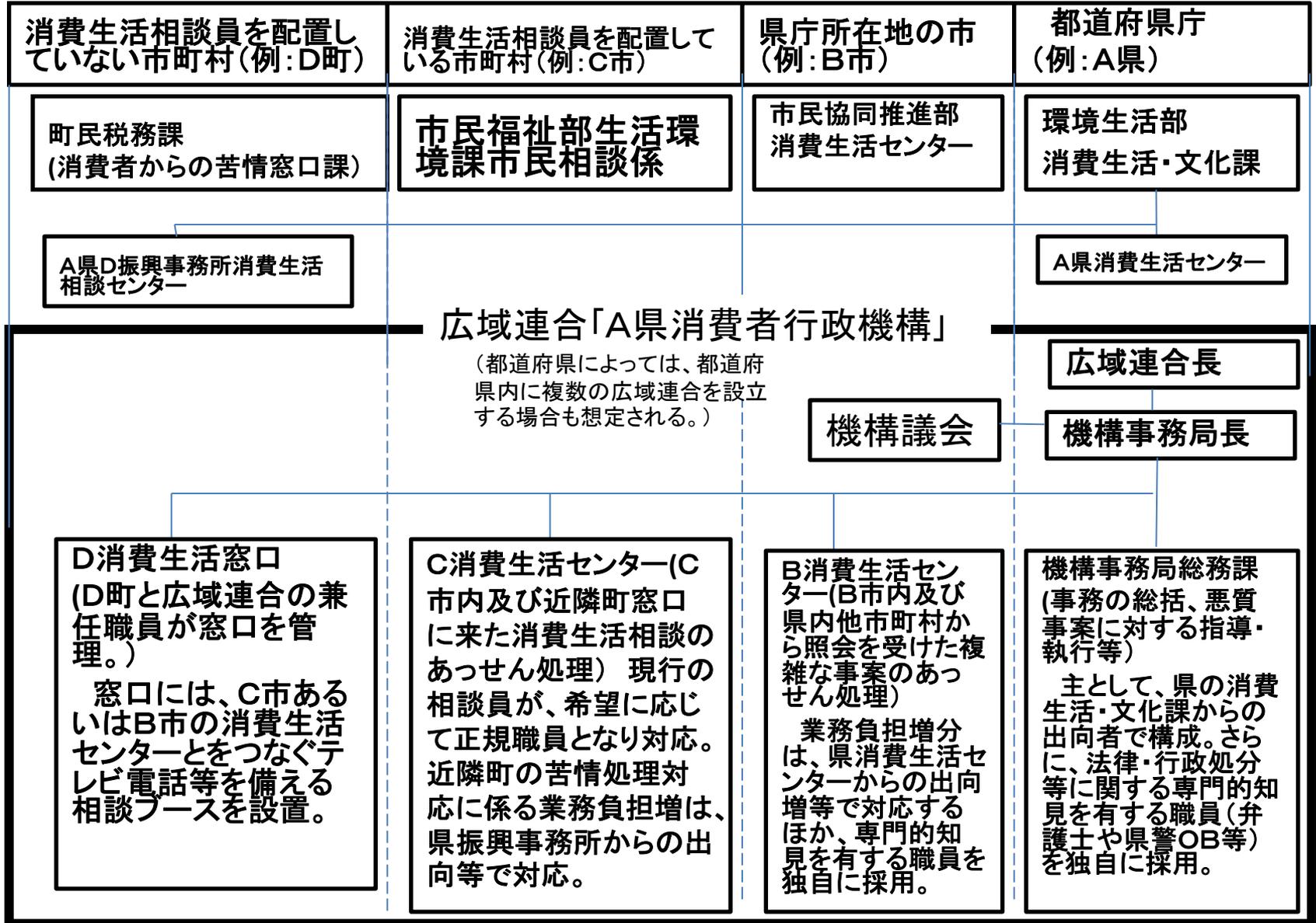
## 4 上記の体制を実施した場合のその他の利点

- (1) 広域連合の場合、定員について地方自治法等による縛りから外れる。その結果、専門的知見があっても、非常勤職員の身分であった相談員も正規職員として雇用される途が開かれる。また、各市町村窓口の相談員が同じ地方公共団体の職員として相互に連絡したり、相談をしたりすることが容易になり、各相談員の孤立感が解消される。さらに、テレビ電話の活用等を通じて、一人しか相談員がいない窓口でも、相談員が研修に参加しやすくなる（研修のため、窓口相談員不在の間、他のセンターの相談員がテレビ電話を通じて相談に応じることができる。）。
- (2) 専門的知見を有する職員が結集して、行政処分を積極的に行うことで、広域連合・消費者行政に対する関心が高まる。  
また、公正取引規約の認定権限が広域連合に委譲されるとすれば、地元の優良企業が県産品に係る公正取引規約の認定を求めて頻繁に接触を図ってくることになるため、産業界からの注目も集まる。→さらに、人員・予算が拡大。
- (3) 各都道府県における消費者行政に関する意向集約が容易になり、消費者庁との連携関係が強化される。
- (4) 県庁所在地の市等が周辺市町村の住民の消費者問題に関する相談について、現在は、無償で応じているため、不公平感もあったところ、広域連合の設立によって費用支出と住民の便益の関係が明確になれば、不公平感も解消される。
- (5) 住民としては、県の相談窓口に行くことは心理的なハードルが高く、相談に行かないうちに被害が重大化する例もあったとされるが、原則、相談窓口を近隣の市町村庁舎に設置すれば、こうした問題も解消される。

現行と広域連合設置後の消費者行政組織の比較

現行

広域連合設置後



# 現行と広域連合設置後の消費者相談の事務処理の流れ

現行の事務処理

広域連合設置後の事務処理

